平成２８年（フ）第９１８９号
千葉県市川市欠真間２丁目20―13―205
債務者　遠藤愉美子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９７号
東京都目黒区目黒本町５丁目23―18　メゾン・ド・アムールＤ
債務者　中城秀子こと　金　　秀子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９８号
東京都足立区西新井栄町１丁目14―２―203
債務者　山口　雄嗣
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１９９号
東京都港区白金台２丁目９―16―101
債務者　相島　郁子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０１号
東京都足立区竹の塚４丁目３―19―402
債務者　大関　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０２号
千葉県八千代市大和田新田468―１―518
債務者　松村　和也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０３号
東京都中央区佃２丁目２―11―610
債務者　太田　　太
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２０４号
東京都江戸川区東松本１丁目９―５　第３宮川荘30
債務者　菊池　達之
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１４号
東京都墨田区墨田３―10―22―202　グリーンマンション、住民票上の住所東京都墨田区八広２丁目32―２―201
債務者　伊地知優人（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５２号
東京都小金井市前原町５丁目８番２号サァラ582―206
債務者　遠藤　潤一
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１６号
栃木県栃木市小平町10番３号　グリーンハイツＡ102
債務者　早乙女常夫
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１７４号
愛知県豊橋市忠興１丁目９番地の７
債務者　竹内　潤子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月27日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９１０３号
東京都墨田区東向島５丁目23―３　みどり荘５号室
債務者　荻原　祥夫
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１１１号
東京都葛飾区宝町２丁目28―16
債務者　荒川　智弘
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９５号
東京都八王子市上川町2792番地３
債務者　山宮　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部